大阪府池田市神田二丁目6番25号 株式会社ライジングコーポレーション 代表取締役社長 大都 英俊 (証券コード207A)

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに電子 提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスの上、ご確認 くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト https://www.group-rising.co.jp/

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト(上場会社情報サービス)にアクセスしていただき、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR 情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト (上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討頂きまして、 同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、押印の上、ご返送下さいますようお願い申し あげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2024年12月13日(金曜日)午後1時00分
- 2.場 所 大阪市西区阿波座一丁目6番1号 JMFビル西本町9階 当社大阪オフィス 会議室
- 3. 目的事項 決議事項

第1号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件及び募集事項の決 定を当社取締役会に委任する件

第2号議案 取締役及び監査役の報酬額の決定の件

上記議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以上

※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。

※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社ライジングコーポレーション 代表取締役 大都 英俊

2. 議案に関する参考事項

第1号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件及び募集事項の決定 を当社取締役会に委任する件

当社グループの業績向上に対する役職員の貢献意欲と士気を高めると共に、企業価値向上に向けた当事者意識と株主目線を培うために、当社グループの従業員、役員及び社外協力者に対してストック・オプションとして新株予約権を無償で発行することの承認をお願いするものであります。

(1) 割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社従業員9名 6,700 個子会社従業員7名 4,400 個当社取締役(社外取締役1名を含む)3名 5,200 個当社監査役2名 700 個子会社取締役2名 2,000 個社外協力者1名 2,000 個

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 21,000 株

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の 算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、 新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株 式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切 り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式 移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権 の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

21,000 個

(4) 払込金額又は算定方法

金銭の払込を要しない。

(5) 行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額(行使価額)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金1,514円とする。

なお、本新株予約権の行使価額については、当社の普通株式は東京証券取引所TOKYOPROMarketに上場しているものの、流動性が高くない等の理由から株式価値算定を行うことが望ましいものと判断し、本新株予約権の発行に際して定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるディスカウント・キャッシュ・フロー法を基礎として、当社から独立した第三者である木下隆志公認会計士事務所に本新株予約権の発行価額の公正価値算定を依頼し、同事務所が算出した株式価値を参考に行使価額を決定した。

また、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の 算式により行使価額を調整するが、1円未満の端数が生じた場合においては当該1 円未満の数値の切上げ等調整は原則として行わない。ただし、当社取締役会決議 により当該調整を行うべき正当な理由があると認められた場合は、この限りでは ない。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

既発行調整前新規発行1株当たり調整後=株式数× 行使価額+ 株式数× 払込金額行使価額既発行株式数+ 新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式 交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合に は、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(6) 権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該 決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるとこ ろによる。ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときはその前営業日 を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、当社または当社子会社と業務委託契約等を有する社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

- ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ③新株予約権の行使は、当社普通株式が、日本におけるいずれかの金融商品取引所 (ただし、TOKYO PRO Market を除く。以下同じ。)に上場されていることを条件と する。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社 計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額と し、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとす る。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、 上記資本金等増加限度額から上記の定めに従い増加する資本金の額を減じた額とす る。

- (9) 新株予約権の取得に関する事項
 - ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議により承認された場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に、前項に定める新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、または新株予約権者が保有する新株予約権を放棄しもしくは新株予約権に係る権利行使請求権を喪失した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ③その他の条件については、本臨時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株 予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところ による。
- (10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 組織再行為時における新株予約権の取扱

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保 有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。

- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(2)に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(6)で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

前記(6)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生 日のうちいずれか遅い日から、前記(6)に定める新株予約権を行使することがで きる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

前記(7)に準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(8)に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

前記(9)に準じて決定する。

⑩新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権の割当日

取締役会で決定する (2024年12月16日予定)。

第2号議案 取締役及び監査役の報酬額の決定の件

取締役及び監査役の報酬について 2022 年1月6日の臨時株主総会でそれぞれ年額3 億円以内及び年額5,000万円以内とする旨の承認を頂いておりますが、この金銭報酬とは別枠で、第1号議案の承認を前提として、本件新株予約権の公正価額を非金銭報酬等として取締役及び監査役に付与することについても併せて承認をお願いするものであります。なお、現在の役員の員数は、取締役4名、社外取締役1名、社外監査役3名であります。また、取付与する新株予約権の内容は、第1号議案のとおりであります。

以上